

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する  
 条例

武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明								
<p>(期末手当)            第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1361 660 1518"> <tr> <td>在職期間</td> <td>支給割合</td> </tr> <tr> <td>6か月から3か月未満まで</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで	(略)	<p>(期末手当)            第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において、第1条に規定する議員報酬の月額と当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="724 1361 1144 1518"> <tr> <td>在職期間</td> <td>支給割合</td> </tr> <tr> <td>6か月から3か月未満まで</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	在職期間	支給割合	6か月から3か月未満まで	(略)	<p>字句の改正</p>
在職期間	支給割合									
6か月から3か月未満まで	(略)									
在職期間	支給割合									
6か月から3か月未満まで	(略)									

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和4年12月に支給する期末手当に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の227.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

(提案理由)

武蔵野市議会議員に係る期末手当の支給月数の変更に伴い、所要の改正をするものである。